

松阪市告示第218号

松阪市保育士試験及び幼稚園教員資格認定試験受験料助成金交付要綱を次のように定める。

令和 8年 4月 1日

松阪市長 竹上 真人

松阪市保育士試験及び幼稚園教員資格認定試験受験料助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、保育士試験及び幼稚園教員資格認定試験を受験し、合格した者に対し、受験料助成を行うことにより、保育人材の確保、保育教諭の増加及び市内施設への就労を図ることを目的として、予算の範囲内において松阪市保育士試験及び幼稚園教員資格認定試験受験料助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育施設 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園、法第34条の15に規定する家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を行う事業所のうち、松阪市内において法人又は個人が運営する施設をいう。
- (2) 保育士試験 法第18条の8に規定する保育士試験のうち、全国共通の保育士試験および法第18条の28に規定する認定地方公共団体が実施する地域限定保育士試験
- (3) 幼稚園教員資格認定試験教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第16条第2項に規定する教員資格認定試験のうち、幼稚園教員資格認定試験

(交付対象者)

第3条 この要綱による助成金の交付対象となる者は、保育士試験及び幼稚園教員資格認定試験の合格通知書を受けた者のうち、次の各号のいずれかの要件を満たす者とする。

- (1) 現に第2条第1号に定める保育施設に就労している者
- (2) 保育士又は保育教諭として第2条第1号に定める保育施設の採用試験等を受験した者

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 保育士試験の合格通知を受けた者 12,700円
  - (2) 幼稚園教員資格認定試験の合格通知を受けた者 20,000円
- (交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、保育士試験及び幼稚園教員資格認定試験の合格通知日の属する年度の翌々年度の3月31日までに、松阪市保育士試験及び幼稚園教員資格認定試験受験料助成金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長へ申請しなければならない。

- (1) 保育士試験又は幼稚園教員資格認定試験の合格通知書（一部科目合格通知書を除く。）の写し
  - (2) 第3条第1号に該当する場合、就労していることが分かる書類
  - (3) 第3条第2号に該当する場合、採用試験等を受験した保育施設の採用通知書の写し又は受験したことが分かる書類
  - (4) その他市長が必要と認める書類
- (交付可否の決定)

第6条 市長は、前条の規定により交付申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査の上、助成金交付の可否を決定し、松阪市保育士試験及び幼稚園教員資格認定試験受験料助成金交付・不交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による交付可否の決定の際、申請者に必要な条件を付すことができる。

(助成金の請求及び交付)

第7条 前条の規定により交付決定を受けた者は、市長が別に定める期日までに松阪市保育士試験及び幼稚園教員資格認定試験受験料助成金交付請求書兼口座振込依頼書（様式第3号）を市長に提出し、助成金を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、助成金を交付する。

(助成金の交付を受ける者の責務)

第8条 助成金の交付を受ける者は、その趣旨を踏まえ、継続的に自己研さんに努めるものとする。

(交付決定の取消し)

第9条 市長は、助成金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件に反したとき。
- (3) 第3条の規定に該当しないことが判明したとき。

(助成金の返還)

第10条 市長は、前条の規定により交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に助成金を交付しているときは、助成金の交付を受けた者に対し、当該取消しに係る部分についての返還を命ずるものとする。

(書類の整備保管)

第11条 助成金の交付を受けた者は、助成金の交付に係る証拠書類を整備し、5年間保管しておかなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この助成金の交付に関して必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

(有効期限)

2 この告示は、令和12年3月31日限り、その効力を行う。

様式第1号（第5条関係）

松阪市保育士試験及び幼稚園教員資格認定試験受験料助成金交付申請書

年 月 日

松 阪 市 長

住 所  
申 請 者 氏 名  
電 話 番 号  
メー ル ア ド レ ス  
生 年 月 日

松阪市保育士試験及び幼稚園教員資格認定試験受験料助成金の交付を受けたく、松阪市保育士試験及び幼稚園教員資格認定試験受験料助成金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第5条の規定に基づき、次のとおり申請します。

1. 対象者の区分	<input type="checkbox"/> 保育施設に就労している方 (交付要綱第3条第1号)
	<input type="checkbox"/> 保育士又は保育教諭として保育施設の採用試験等を受験した方 (交付要綱第3条第2号)
2. 対象試験	<input type="checkbox"/> 全国共通保育士試験
	<input type="checkbox"/> 地域限定保育士試験
	<input type="checkbox"/> 幼稚園教員資格認定試験
3. 添付書類	<input type="checkbox"/> 合格通知書の写し (交付要綱第5条第1号)
	<input type="checkbox"/> 就労していることが分かる書類 (交付要綱第5条第2号)
	<input type="checkbox"/> 採用通知書の写し又は受験したことが分かる書類 (交付要綱第5条第3号)
4. その他	

様式第2号（第6条関係）

松こ未第 号

様

松 阪 市 長

松阪市保育士試験及び幼稚園教員資格認定試験受験料助成金交付・不交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった松阪市保育士試験及び幼稚園教員資格認定試験受験料助成金について、松阪市保育士試験及び幼稚園教員資格認定試験受験料助成金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり交付・不交付決定したので通知します。

記

1 交付金額

交付金額	円
------	---

2 不交付の場合その理由

（条件）松阪市保育士試験及び幼稚園教員資格認定試験受験料助成金交付要綱第9条の規定により助成金の交付決定の取消しを受け、第10条に規定する助成金の返還の請求を受けたときは、速やかに納付すること。

様式第3号（第7条関係）

松阪市保育士試験及び幼稚園教員資格認定試験受験料助成金交付請求書兼口座振込依頼書

（宛先）松阪市長

請求金額		千			円
------	--	---	--	--	---

ただし、松阪市保育士試験及び幼稚園教員資格認定試験受験料助成金として、上記のとおり請求します。

年 月 日

（請求者）住 所

氏 名

振込 口座	金融機関	銀行 金庫 農協	本店 支店 出張所
	※金融機関コード		※店番コード
	種 別	普通 ・ 当座	
	口座番号		
	口座名義人 （カナ）		

※ 請求者本人名義に限る。

検収